

令和2年2月28日

令和元年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例（附則関係）	・・・	1
2	鳥羽市監査委員に関する条例	・・・	2
3	職員の服務の宣誓に関する条例	・・・	4
4	鳥羽市手数料徴収条例	・・・	5
5	鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例	・・・	7
6	鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例	・・・	8
7	鳥羽市営住宅管理条例（第1条関係）	・・・	9
8	鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（第2条関係）	・・・	23
9	鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（第3条関係）	・・・	24
10	鳥羽市運動施設の管理に関する条例	・・・	25

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例 (昭和39年条例第42号) (附則関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号の規定による重要な公の施設並びに、これを長期かつ独占的な利用をさせようとするときに議会の議決を得なければならないものは次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>削除</p> <p><u>(3)</u> ~ <u>(15)</u> (略)</p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第11号の規定による重要な公の施設並びに、これを長期かつ独占的な利用をさせようとするときに議会の議決を得なければならないものは次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 市民文化会館</p> <p><u>(4)</u> ~ <u>(16)</u> (略)</p>

## 新旧対照表

(件名) 鳥羽市監査委員に関する条例 (昭和33年条例第13号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(定期監査)</p> <p>第3条 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第199条第4項の規定による監査は、毎年5月から翌年3月までの間に行う。</p>	<p>(定期監査)</p> <p>第3条 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第199条第4項の規定による監査 (以下「定期監査」という。) は、毎年5月から翌年3月までの間に行う。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(随時監査)</p> <p>第4条 法第199条第5項の規定による監査を行うときは、監査期日前5日までに、その期日を市長等に通知しなければならない。ただし、監査委員において緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(臨時監査)</p> <p>第4条 法第199条第5項の規定による監査 (以下「臨時監査」という。) を行うときは、監査期日前5日までに、その期日を市長等に通知しなければならない。ただし、監査委員において緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(財政援助団体等監査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助金等の監査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>又は地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、その請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2第3項</u>又は地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第27条の2第1項若しくは第34条の規定による監査の請求又は要求があったときは、その請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
第7条 法第242条第5項の規定によって監査委員から勧告があったときは、市長は、10日以内に必要な処置を講じなければならない。	第7条 法第242条第4項の規定によって監査委員から勧告があったときは、市長は、10日以内に必要な処置を講じなければならない。

## 新旧対照表

## (件名) 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和31年条例第17号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p><u>様式第1号(第2条関係)</u></p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の主旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市手数料徴収条例(平成12年条例第7号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この号において「法」という。)関係</p> <p>ア 法第12条第1項又は第12条の3第1項、<u>第2項若しくは第8項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付</u> 1件につき 200円</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付</u> 1件につき 200円</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ <u>法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付</u> 1件につき 200円</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この号において「法」という。)関係</u></p> <p>法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。) 1件につき</p>	<p>(徴収すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 市は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる金額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この号において「法」という。)関係</p> <p>ア 法第12条第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し若しくは<u>住民票記載事項証明書又は消除した住民票の写し</u>の交付 1件につき 200円</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(5) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この号において「法」という。)関係</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>800円 削除</p> <p>削除</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>2 前項に掲げる1件とは、次の各号による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>固定資産課税台帳に記載されている事項を証明するときは、証明書1枚をもって1件とする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p><u>ア 法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）</u> 1件につき 800円</p> <p><u>イ 法第7条第1項に規定する通知カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）</u> 1件につき 500円</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>2 前項に掲げる1件とは、次の各号による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>土地は一筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、一筆又は1棟をもって1件とする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3 <u>割増手数料については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>土地は、5筆までを1件とし、6筆以上一筆を加えるごとに50円を加算する。</u></p> <p>(2) <u>建物は3棟までを1件とし、4棟以上1棟を加えるごとに50円を加算する。</u></p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 (平成12年条例第4号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(施設の事業)</p> <p>第5条 前条に掲げる施設は、センターの設置の目的を達成するため必要な当該各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>鳥羽市福祉センター</u></p> <p>ア <u>社会福祉の相談及び支援に関すること。</u></p> <p>イ <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>ウ <u>創作的活動及び教養娯楽活動に関すること。</u></p> <p>エ <u>機能回復訓練に関すること。</u></p> <p>オ <u>地域福祉活動支援に関すること。</u></p> <p>カ <u>その他福祉増進のため必要な事業に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p>	<p>(施設の事業)</p> <p>第5条 前条に掲げる施設は、センターの設置の目的を達成するため必要な当該各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>鳥羽市福祉センター</u></p> <p>ア <u>入浴サービス事業に関すること。</u></p> <p>イ <u>給食事業に関すること。</u></p> <p>ウ <u>創作的活動及び教養娯楽活動事業に関すること。</u></p> <p>エ <u>機能回復訓練事業に関すること。</u></p> <p>オ <u>日常生活訓練に関すること。</u></p> <p>カ <u>地域福祉活動支援事業に関すること。</u></p> <p>キ <u>在宅介護支援事業に関すること。</u></p> <p>ク <u>その他福祉増進のため必要な事業に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(管理の委託)</u></p> <p><u>第7条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、センターの管理を社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会に委託するものとする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第8条 (略)</u></p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例 (昭和39年条例第26号)

改正案 (新)	現行 (旧)						
<p data-bbox="197 357 398 387"><u>(名称及び位置)</u></p> <p data-bbox="152 400 909 430">第3条 水産研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 443 1025 673"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 443 577 523">名称</th> <th data-bbox="580 443 1025 523">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 525 577 595">鳥羽市水産研究所</td> <td data-bbox="580 525 1025 595">鳥羽市小浜町641番地9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 596 577 673">鳥羽市水産研究所坂手分所</td> <td data-bbox="580 596 1025 673">鳥羽市坂手町373番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥羽市水産研究所	鳥羽市小浜町641番地9	鳥羽市水産研究所坂手分所	鳥羽市坂手町373番地2	<p data-bbox="1171 357 1373 387"><u>(名称及び位置)</u></p> <p data-bbox="1133 400 1890 430">第3条 水産研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1187 448 1496 478"><u>名称 鳥羽市水産研究所</u></p> <p data-bbox="1187 494 1592 525"><u>位置 鳥羽市坂手町373番地の2</u></p>
名称	位置						
鳥羽市水産研究所	鳥羽市小浜町641番地9						
鳥羽市水産研究所坂手分所	鳥羽市坂手町373番地2						

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市営住宅管理条例 (平成9年条例第19号) (第1条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和50年法律第67号) に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成9年法律第49号) に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法 (昭和44年法律第38号) に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和50年法律第67号) に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法 (昭和44年法律第38号) に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p>
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件 <u>(被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号) 第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法 (平成23年法律第122号) 第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法 (平成24年法律第25号) 第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日 (その日が令和3年3月11日</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）</u>を具備する者でなければならない。</p> <p>削除</p> <p>(1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じそれぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合214,000円</p> <p>(ア) <u>入居者又は同居者が次に該当する場合</u></p> <p>a <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が（a）、（b）又は（c）に掲げる障害の種類に応じ、それぞれア（a）、（b）又は（c）に定める程度であるもの</u></p> <p><u>（a） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p><u>（b） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</u></p>	<p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</u></p> <p>(2) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じそれぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合214,000円</p> <p>(ア) <u>入居者又は同居者に次項第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者（同項第2号に該当する者のうち、同号イに掲げる障害の種類があつては同号イに定める障害の程度のうち1級又は2級に該当する程度である者に、同号ウに掲げる障害の種類にあつては同号ウに定める障害の程度のうち1級又は2級の精神障害の程度に相当する程度である者に限る。）がある場合</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p><u>(c) 知的障害 (b) に規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p><u>b 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に定める程度であるもの</u></p> <p><u>c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p><u>d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p><u>e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(イ) ~ (エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u> が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。</p> <p>削除</p>	<p>(イ) ~ (エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「老人等」という。) にあつては、前項第2号から第5号</u></p>

改正案 (新)	現行 (旧)
	<p><u>までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u></p>
削除	(1) <u>60歳以上の者</u>
削除	(2) <u>障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに定める程度であるもの</u>
削除	<p><u>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p>
削除	<p><u>イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p>
削除	<p><u>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p>
削除	(3) <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に定める程度であるもの</u>
削除	(4) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u>
削除	(5) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条</u>

改正案 (新)	現行 (旧)
削除	<p><u>第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</u>  <u>(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p>
削除	<p><u>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律</u>  <u>(平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p>
削除	<p><u>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</u></p>
削除	<p><u>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p>
削除	<p><u>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p>
削除	<p><u>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第1項第3号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u></p>
削除	<p><u>4 第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかの判定は、市長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて行う。</u></p>
<p>(入居者資格の特例)  第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条各号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>(入居者資格の特例)  第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、<u>前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件</u>を具備する者とみなす。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>2 <u>法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u></p> <p>（入居の申込み及び決定）</p> <p>第8条（略）</p> <p>削除</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）</u>に対し通知するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、<u>公開抽選</u>により入居者を決定する。</p>	<p>2 <u>前条第1項第2号ア（エ）に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</u></p> <p>（入居の申込み及び決定）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 市長は、<u>入居の申込みをした者が第6条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）</u>に対し通知するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、<u>公開抽せん</u>により入居者を決定する。</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>4・5 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>規則で定める要件を満たす連帯保証人2人の連署する契約書を提出すること。ただし、連帯保証人を選任する必要がないと規則で定める場合は、契約書に連帯保証人が署名することを要しない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>削除</p> <p><u>3</u> 市長は、市営住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>(住宅入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項第1号の規定による連帯保証人を1人とすることができる。</u></p> <p><u>4</u> 市長は、市営住宅の入居決定者が<u>第1項又は第2項</u>に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>（家賃の決定）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</p>	<p>（家賃の決定）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>（収入の申告等）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（収入の申告等）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4（略）</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 家賃は、<u>第11条第4項</u>の入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの期限の日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの期間について徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 家賃は、<u>第11条第5項</u>の入居可能日から市営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求があったときは明渡しの期限の日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項の規定により市営住宅の明渡し請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの期間について徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(敷金)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>(敷金)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する<u>費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 入居者の責に帰すべき事由によって<u>市営住宅及び共同施設の修繕の必</u></p>	<p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する<u>費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u>は、市の負担とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入居者の責に帰すべき事由によって<u>第1項に掲げる修繕の必要が生じ</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>要が生じたときは、<u>第1項の規定</u>にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p>	<p>たときは、<u>同項の規定</u>にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p>
<p>（入居者の費用負担義務）</p>	<p>（入居者の費用負担義務）</p>
<p>第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p>	<p>第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p>
<p>（1）～（3） （略）</p>	<p>（1）～（3） （略）</p>
<p>（4） <u>前条第1項において市が負担することとされているもの</u>以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用</p>	<p>（4） <u>前条第1項に規定するもの</u>以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用</p>
<p>（収入超過者等に関する認定）</p>	<p>（収入超過者等に関する認定）</p>
<p>第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第1号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。</p>	<p>第28条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第2号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。</p>
<p>2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き<u>令第9条に規定する金額又は令第10条の基準により定めた金額</u>を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p>	<p>2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き<u>令第9条に規定する金額</u>を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p>
<p>3 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>（収入超過者に対する家賃）</p>	<p>（収入超過者に対する家賃）</p>
<p>第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項<u>及び第4項</u>の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあつては、当該認定の効力</p>	<p>第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 （略）</p>
<p>（高額所得者に対する家賃等）</p> <p>第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第4項並びに第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（高額所得者に対する家賃等）</p> <p>第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅家賃を支払わなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（収入状況の報告の請求等）</p> <p>第35条 市長は、第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めるこ</p>	<p>（収入状況の報告の請求等）</p> <p>第35条 市長は、第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>とができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（市営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の住居の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項若しくは第4項</u>、<u>第30条第1項</u>又は<u>第32条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）</p> <p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項若しくは第4項</u>、<u>第30条第1項</u>又は<u>第32条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（住宅の明渡請求）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行っ</p>	<p>2・3 （略）</p> <p>（市営住宅建替事業に係る家賃の特例）</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の住居の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項</u>、<u>第30条第1項</u>又は<u>第32条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例）</p> <p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、<u>第14条第1項</u>、<u>第30条第1項</u>又は<u>第32条第1項</u>の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>（住宅の明渡請求）</p> <p>第41条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行っ</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>たときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>	<p>たときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p>
4～6（略）	4～6（略）
（使用許可）	（使用許可）
<p>第42条 市長は、社会福祉法人その他<u>公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）</u>第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>	<p>第42条 市長は、社会福祉法人その他<u>厚生労働省令・国土交通省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）</u>第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p>
2（略）	2（略）
（家賃）	（家賃）
<p>第52条 第49条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項<u>若しくは第4項</u>、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p>	<p>第52条 第49条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。</p>
2・3（略）	2・3（略）

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(準用)</p> <p>第53条 第49条の規定による市営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第27条まで、第35条から第41条まで及び第55条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中、「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 (略) 削除</p>	<p>(準用)</p> <p>第53条 第49条の規定による市営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第13条まで、第16条から第27条まで、第35条から第41条まで及び第55条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中、「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第14条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 1～4 (略) 5 <u>平成28年3月31日までの間における第6条第2項第1号の規定の適用については、同号中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。</u></p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年条例第10号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(入居の手続)</p> <p>第7条 改良住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、独立の生計を営む者で、市長が適当と認める保証人の連署する<u>契約書</u>を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第7条 改良住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市内に居住し、独立の生計を営む者で、市長が適当と認める保証人の連署する<u>請書</u>を提出すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(収入に関する認定等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号) <u>第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(収入に関する認定等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号) <u>第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3～8 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年条例第28号) (第3条関係)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>入居決定者が市長が認める家賃債務保証事業者と家賃保証債務保証契約を締結しているときは、前項第1号に規定する誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第12条 前条第1項第1号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、次の各号の<u>すべてを満たすもの</u>でなければならない。</p> <p>(1) <u>未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。</u></p> <p>(2) <u>市町村民税に滞納がないこと。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号に規定する誓約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第12条 前条第1項第1号の連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、次の各号の<u>いずれかに該当するもの</u>でなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に住所又は勤務場所を有する者</u></p> <p>(2) <u>入居者の親族である者</u></p> <p>2 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市運動施設の管理に関する条例 (平成18年条例第43号)

改正案 (新)		現行 (旧)																																									
(利用料金) 第12条 使用者は、別表第3から別表第5までに定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りではない。 2・3 (略)		(利用料金) 第12条 使用者は、別表第3及び別表第4に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で利用料金を前納できないときは、この限りでない。 2・3 (略)																																									
<u>別表第3 (第12条関係)</u> <u>鳥羽市民体育館利用料金</u> 1 専用利用の場合		<u>別表第3 (第12条関係)</u> <u>鳥羽市民体育館利用料金</u>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間当たりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">メイ ン リ ー ナ</td> <td>営利又は宣伝を直接の目的としない場合 円 1,000</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を直接の目的とする場合 10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小 会 議 室</td> <td>営利又は宣伝を直接の目的としない場合 300</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を直接の目的とする場合 3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 会 議 室</td> <td>営利又は宣伝を直接の目的としない場合 600</td> </tr> <tr> <td>営利又は宣伝を直接の目的とする場合 6,000</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1時間当たりの金額	メイ ン リ ー ナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合 円 1,000	営利又は宣伝を直接の目的とする場合 10,000	小 会 議 室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合 300	営利又は宣伝を直接の目的とする場合 3,000	中 会 議 室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合 600	営利又は宣伝を直接の目的とする場合 6,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">使用区分</td> <td>(午前9時～正午)</td> <td>(午後1時～午後5時)</td> <td>(午後6時～午後9時)</td> <td>(午前9時～午後9時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合</td> <td rowspan="2">ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ の た め 使 用 す る 場 合</td> <td>小・中学生</td> <td>円 1,500</td> <td>円 2,500</td> <td>円 3,000</td> <td>円 6,000</td> </tr> <tr> <td>高校生・一般</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>					時間区分			午前	午後	夜間	全日	使用区分			(午前9時～正午)	(午後1時～午後5時)	(午後6時～午後9時)	(午前9時～午後9時)	入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ の た め 使 用 す る 場 合	小・中学生	円 1,500	円 2,500	円 3,000	円 6,000	高校生・一般	2,000	3,000	4,000	8,000
区分	1時間当たりの金額																																										
メイ ン リ ー ナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合 円 1,000																																										
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合 10,000																																										
小 会 議 室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合 300																																										
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合 3,000																																										
中 会 議 室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合 600																																										
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合 6,000																																										
時間区分			午前	午後	夜間	全日																																					
使用区分			(午前9時～正午)	(午後1時～午後5時)	(午後6時～午後9時)	(午前9時～午後9時)																																					
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ の た め 使 用 す る 場 合	小・中学生	円 1,500	円 2,500	円 3,000	円 6,000																																					
		高校生・一般	2,000	3,000	4,000	8,000																																					

改正案 (新)		現行 (旧)			
	アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する 場合	5,000	7,000	9,000	20,000
	スポーツ以外の 行事等に使用する 場合	10,000	15,000	20,000	40,000
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチュアスポ ーツのため使用 する場合	12,000	18,000	24,000	50,000
	アマチュアスポ ーツ以外に使用 する場合	50,000	70,000	90,000	200,000
	興業又は収益を 目的として使用 する場合	110,000	150,000	200,000	400,000
一般 公開 個人 料金	小・中学生	50	50	50	
	高校生・一般	100	100	100	

改正案（新）		現行（旧）		
備考		備考		
1 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の2倍相当額とする。		1 上記時間区分で午前、午後（午後、夜間）を通して使用する場合は、それぞれの時間区分の利用料金を加えた額とする。		
2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。		2 定められた時間区分を超えて使用した場合の利用料金は、超えて使用した1時間（1時間に満たない時間は1時間とみなす。）ごとに当該利用料金の3分の1の額を加算する。		
3 メインアリーナの一部を使用する場合において、その使用面積が2分の1以下のときの利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。		3 鳥羽市民体育館の一部を使用する場合において、その使用面積が2分の1以下のときの利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。		
2 個人利用の場合		4 入場料等を徴収する場合とは、名目のいかんを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。		
時間区分		午前 （午前9時～正午）	午後 （午後1時～午後5時）	夜間 （午後6時～午後9時）
使用区分				
メインアリーナ	小・中学生・高校生	円 100	円 100	円 100
	一般	円 300	円 300	円 300

改正案 (新)		現行 (旧)
<u>別表第5 (第12条関係)</u> 鳥羽市民体育館冷暖房利用料金		
区分	1時間当たりの金額	
小会議室	円 300	
中会議室	600	
備考 <u>基本単位に満たない場合においては、その基本単位による利用料金の額とする。</u>		